

追加説明書の構成について(参考)

提出方法は下記を参考にしてください。追加説明書は建築主事・確認機関へ提出する書類ですので、建築主事・確認機関へ必ず確認してください。

追加説明書
表紙

追加説明書の表紙
(建築主事・確認機関にフォーマットを確認して下さい。)

安全証明書
(追加検討書に
対するもの)

追加検討書に関する安全証明書
追加説明書において構造計算書が作成された場合には
当該構造計算書と安全証明書の添付が必要です。
(割り印を確認して下さい。)

構造設計一級建築士により構造設計を自ら作成、または法適合確認を行なった場合には
安全証明書の添付が不要になります。

なお、関与の対象とならない建築物(ルート1)については、構造設計一級建築士が
自ら構造設計を行なっても、従来通り構造安全証明書の添付が必要になります。

回答書

回答書
質疑の内容に回答と追加資料の添付内容・方法をまとめたもの。
(建築主事・確認機関にフォーマットを確認して下さい。)
指定のフォーマットがない場合は、
参考書式の**回答書フォーマット**を使用していただけると便利です。

・追加書類記入欄には、訂正したページ・訂正した該当図書の
番号または追加検討した資料の番号を明記してください。
添付内容・方法も具体的に記入してください。

(例) S-10当初図面を無効として、補正を行った新図面を追加

補正図書

補正図書
・追加説明書に添付する図書・書類には申請時確認申請図書の
どの部分の図書に対する追加説明書であるかを明記して下さい。

・回答書の項目とあわせたタグがついていると見やすいです。
・訂正部を朱書きした縮小版図面を添付して下さい。

図面

補正した新図面(オリジナルサイズ)
(設計者印を確認して下さい。)

参考) 構造検査・審査の運用解説 編集:日本建築行政会議

判定できない理由を入力した回答書フォーマット(Excel)をメールで送付ご希望の方は
ご連絡ください。また、追加説明書作成についても、ヒアリングが可能です。